総務省

総務省では、積極的にテレワークの導入・活用を進めている企業・団体等「テレワーク先駆者」を募集します。

平成28年度

テレワーク先駆者百選

ICTを活用した柔軟な働き方の実現に向けて

在宅勤務規定
モバイルワーク
ワークスタイル変革

※本事業は総務省から株式会社テレワークマネジメントに委託しています。

働く、が変わる
TELEWORK

応募締切：2016年 9 月16日（金）必着

株式会社テレワークマネジメント　「テレワーク先駆者百選」事務局
e-mail　：office_pioneer@telework-management.co.jp
電　話　：03-3265-5012
受付時間：平日10時～17時
（土・日・祝を除く）

応募フォーム
http://www.telework-management.co.jp/pioneer/

お申し込みはお早めに！詳細は裏面をご覧ください

総務省報道発表ページ 「テレワーク先駆者百選」及び「テレワーク先駆者百選　総務大臣賞」の募集
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000142.html

テレワーク先駆者百選募集要領

1 募集概要

ア　募集対象者

テレワーク（在宅勤務、モバイルワーク（外出先での勤務）、サテライトオフィスにおける勤務等を含む。）による勤務が就業規則等に定められている企業・団体等（民間企業（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等、又は特定非営利活動法人）、都道府県・市町村等の地方公共団体、及びそれに準ずる団体等）。

なお、応募時点までの過去1年間において、労働関連法令等に関して重大な違反がないことを要します。また、暴力団、暴力団員、右翼団体、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という。）、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力もしくは関与する等、反社会的勢力等との何らかの交流、関与を行っていると判断される方のご応募はお断りいたします。

イ　応募方法

様式に必要事項を記入し、以下のどちらかの方法で、提出してください。

- 「テレワーク先駆者百選事務局」（以下、「事務局」とする。）宛　電子メールで提出
- 応募フォーム画面より提出

なお、電子メールによる提出にあたっては8MBを超えたものは受信できませんので、その際は応募フォームをご利用ください。

ウ　応募期間　　**平成28年8月22日（月）～9月16日（金）【必着】**

エ　提出先及びお問い合わせ先、応募フォーム等

株式会社テレワークマネジメント「テレワーク先駆者百選」事務局　担当：三輪、鵜澤、鈴木
e-mail　：office_pioneer@telework-management.co.jp
応募フォーム：http://www.telework-management.co.jp/pioneer/
電話　　：03-3265-5012
受付時間　：平日10時～17時（土・日・祝を除く）

2 審査等

ア　審査方法

有識者で構成される評価会において審査します。

（審査項目）

①制度対応：テレワークによる勤務が就業規則等の本則や細則等に定められていること
②実績：従業員が実際にテレワークを行った十分かつ定期的な実績があること
③その他：労働関連法令等への対応、テレワークによる経営面での成果　等

イ　その他

- 必要に応じて事務局によるヒアリング調査等へのご協力をお願いすることがあります。
- 審査に関する問合せは一切応じられません。なお、審査結果は公表をもって代えさせていただきます。
- お送りいただいた応募書類等は返却いたしませんのでご注意ください。
- 提出いただいた書類は、本事業に限定して使用します。審査にあたっては、事務局の厳正な管理の下、総務省及び事務局にて情報を共有します。予めご了承ください。

3 公表

平成28年11月に公表することを予定しています。

4 マークの付与

選定企業には、総務省から「テレワーク先駆者百選」に選定されたことを示すマークを付与して、名刺等で利用できることとします。

5 その他

- 応募のための一切の費用は、応募者の負担とします。
- 公表団体の取組は、全国へ優良事例として紹介していくため、事例集の作成、広報・PR 活動、各種イベント等へのご協力をお願いする場合がありますので、予めご了承ください。
- 応募資料に虚偽又は公表後に選定事例としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、選定の取り消し等を行う場合があります。

※詳細は表紙下段のホームページにて、ご確認ください。